

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成22年3月25日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 堀 与志郎

1 業務概要

(1) 業務名 平成22年度 豊川上流域魚類環境実態調査業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、豊川流域における防災施設として機能するダム運用による水位変化や河床変動が生物の生育環境へ与える影響を把握し、河川整備計画見直しの基礎資料とするために、魚類の環境実態調査を実施するものである。

(3) 履行期限 平成22年12月20日

(4) 入札方式等

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

また、本手続きにおいて、参加表明書を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：環境調査・保全計画（自然環境（動物）調査）

類似業務：なし

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表③の日を予定する。

技術士（建設部門、環境部門、総合技術監理部門）、土木学会が認定した特別上級技術者（環境）、上級技術者（環境）、1級技術者（環境）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）（建設環境部門）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

予定管理技術者は、同種業務において1件以上の実績を有しなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：環境調査・保全計画（自然環境（動物）調査）

類似業務：なし

(6) 手持ち業務量に関する要件

- ① 平成22年4月1日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない

い。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置業務管理者と同等の同種業務実績を有する者
 - 2) 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定業務管理者とは別に、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
- 1) 配置予定業務管理者と同等の同種業務実績を有する者
 - 2) 配置予定業務管理者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 過去5年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(8) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、参加表明者の同種業務の実績ならびに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

指名通知の日は別表③の日を予定する。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒441-1341 愛知県新城市杉山字大東57
中部地方整備局設楽ダム工事事務所 総務課 専門員
電 話 0536-23-4331
FAX 0536-23-4401
メールアドレス：keishita@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、「電子入札システム」による交付を受けることが出来ない場合は、3(1)の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

(3) 参加表明書の提出期間及び提出先

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：3(1)と同じ。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により設楽ダム工事事務所経理課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した

入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書の作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記3 (1) に同じ。
- (8) 本案件は資料提出、入札を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (9) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書の交付期間	平成22年3月25日から 平成22年4月2日まで
②	参加表明書の提出期間	平成22年3月26日から 平成22年4月5日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	指名通知の日	平成22年4月12日
④	入札書の受付期間	平成22年4月12日10時00分から 平成22年4月19日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年4月20日15時00分 設楽ダム工事事務所 総務課